

教 高 第 3 1 9 号
平成14年7月12日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正について（通知）

「埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（平成14年埼玉県教育委員会規則第41号）（以下「規則」という。）が、平成14年7月12日に公布され、別紙のとおり平成14年7月12日から施行されることになりましたので、適切な事務処理をお願いします。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

改正の概要

- 1 研修承認願の様式を、現在の研修期間を一括して願い出る様式から、日ごとに願い出る様式に改めた。（第18条第1項及び別表第9関係）
- 2 校長が研修を承認するにあたり、研修内容など承認に必要な資料の提出を求めることができることとした。（第18条第2項関係）
- 3 研修報告書の様式を定め、研修を承認した日ごとに報告することを義務づけた。（第18条第3項及び別表第9号の2関係）